

滋賀県規則第 57 号

滋賀県高齢化対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成 25 年滋賀県条例第 53 号)第5条の規定に基づき、滋賀県高齢化対策審議会(以下「審議会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第3条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、専門の事項に関する調査を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康医療福祉部医療福祉推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

人生100年ワクワク検討部会 委員

氏 名	所 属 等	備 考
え ん ど う け い こ 遠 藤 恵 子	認定NPO法人 まちづくりネット東近江事務局長	
か ん べ じ ゅ ん い ち 神 部 純 一	滋賀大学 社会連携研究センター 教授	レイカディア大学懇話 会 委員長
ば ん ば や す お 馬 場 八 州 男	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会副会長	高齢化対策審議会委 員
ひ つ も と し ん い ち 櫃 本 真 聿	四国医療産業研究所 所長	滋賀県医療福祉推進 アドバイザー
よ し な か ゆ き こ 吉 仲 幸 子	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会会長	高齢化対策審議会委 員

(敬称略、五十音順)

滋賀県高齢化対策審議会 人生100年ワクワク検討部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県高齢化対策審議会規則第7条に基づき、滋賀県高齢化対策審議会 人生100年ワクワク検討部会(以下部会という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者になっても多様な生き方が選択でき、高齢者の様々な社会参加のあり方や高齢期をポジティブに生きるための構想構築に関すること。
- (2) その他、前号に関し必要なこと。

(会議)

第3条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、健康医療福祉部医療福祉推進課において処理する。

付 則

この規程は、平成31年2月5日から施行する。